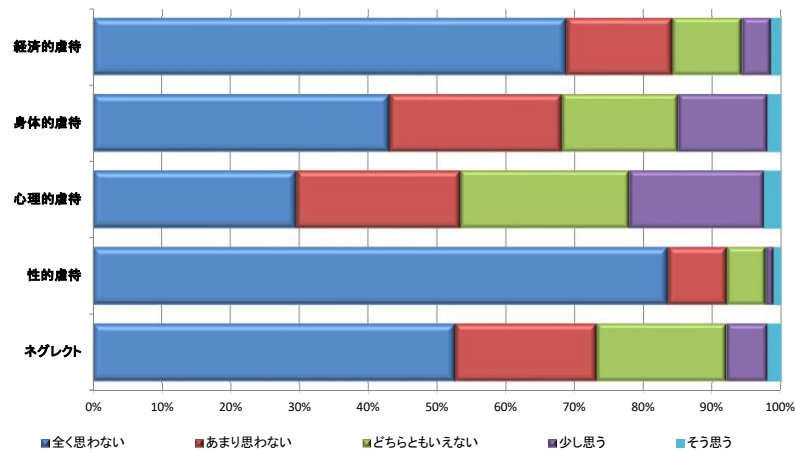


あなたは虐待をしてしまうと思いますか？

アウル 宮崎 直人

Q. あなたは次の虐待をしてしまうと思いますか？

Q. あなたは次の虐待をしてしまうと思いますか？ (n=467)



今日、感じていただくこと

1. 高齢者虐待防止法とは？
2. 3つの話題の提供
 - 1)あなたは介護の歴史をどう感じますか？
 - 2)あなたは虐待をしてしまうと思いますか？
 - 3)あなた自身のセルフマネジメント&ケアは？
3. まとめ

高齢者虐待、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

・第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の養護に資することを目的とする。

高齢者虐待防止法の立法趣旨

- いま、高齢者虐待は深刻な状況にあります。高齢者が人間らしく生きていくには、虐待を防止することが極めて重要です。自分の思っていることを、うまく整理して、人に伝えることのできない高齢者が多くいることを考えると、その高齢者の「声なき声」を上手に汲み上げる社会を目指す必要があります。そういう社会を目指すために、高齢者虐待防止に対する国や地方公共団体の責任、高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図る支援措置などを定めることによって、虐待を直接防止する取組や、養護者の支援などの取組を積極的に行うためにこの法律を作りました。

あらためて 高齢者虐待、高齢者の養護者に対する支援とは

- 自分の思っていることを、うまく整理して、人に伝えることのできない高齢者の「声なき声」を上手に汲み上げること。
- そういう社会を目指してゆくこと。

高齢者虐待防止・養護者支援法

- 高齢者虐待の定義

高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態におかれること

- 施設や事業所の職員による虐待も対象

- 市町村が虐待防止の主たる担い手

地域包括支援センター

- 通報の義務化

- 養護者(介護者)支援の視点

市町村は養護者に対する相談・助言・指導、必要な居室の確保を行う

高齢者虐待防止・養護者支援法の特徴

虐待について

過去に起きた事実をきっかけに、養護がうまくいかなかった原因を発見・分析して、その原因を解消して、本来の良い養護関係を回復する、または、再構築する。 ⇒ 未来志向

養護者の支援の考え方

- 虐待対応手続では、養護者は「責任をとるべき人」でもなければ、「責められるべき人」という捉え方ではなく、むしろ、「支援すべき」人である。
- なぜ、養護者支援が必要なのか ⇒ 『虐待の解消のため』
- 虐待には「必ず原因、要因がある」
その虐待の原因・要因を発見して解消するのが虐待対応手続の目的
その虐待の要因を解消する際に、「養護者を支援すれば虐待要因が解消するかもしれない、虐待要因が減少するかもしれない」場合がある。
- そのような場合に、これを放置せずに積極的に養護者を支援して、虐待を解消させなさい、と法律は言っている。

高齢者虐待の定義

身体的虐待	身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴力を加えること
ネグレクト	衰弱させるような著しい減食、長時間の放置/ (養護者)同居人の虐待行為の放置等養護を著しく怠る/ (従事者)職務上の義務を著しく怠る
心理的虐待	著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与えること
性的虐待	わいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること
経済的虐待	財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

身体拘束廃止未実施減算 追加要件

- 身体拘束の適正化に向けた対策会議を3ヶ月に1回以上の頻度で開催し、その結果を介護職員に周知する
- 身体拘束の適正化に向けた指針を整備する
- 身体拘束の適正化のための研修を定期的に行い、介護職員などに受けってもらう

運営について

- グループホームと地域密着型の特養・介護付きホームについては、運営推進会議を対策会議として活用することも認められる方向。
- 詳細は、年度末にかけて詰めて行き、固まり次第通知するとしている。

身体拘束禁止 (1999年3月 厚生労働省)

1	徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
2	転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
3	自分で降りられないようにベッドを柵(サイドテーブル)で囲む
4	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る
5	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないようにまたは皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
6	車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
7	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
8	脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
9	他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
10	行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用する
11	自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

魔の3ロック～フィジカル(身体)・ロック ドラッグ(薬)・ロック スピーチ(声)・ロック

緊急やむを得ない場合とは

1. 切迫性(本人や他の入所者等の生命・身体が危険にさらされる危険性が著しく高い)
2. 非代替性(身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がない)
3. 一時性(身体拘束その他の行動制限が一時的なものである)



例外3原則(すべてを満たすこと)

慎重な手続きを踏むこと

1. 例外3原則の確認等の手続きを「身体拘束廃止委員会」等のチームで行い記録する
2. 本人や家族に、目的・理由・時間（帯）・期間等を出来る限り詳しく説明し十分な理解を得る
3. 状況をよく観察・検討し、要件に該当しなくなった場合はすみやかに身体拘束を解除する

身体拘束等を行う場合はその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない(基準)

緊急やむを得ない場合以外の身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当する(厚労省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」)

15

権利を擁護するいくつかの制度

- 日本国憲法
- 社会福祉法
- 介護保険法
- 高齢者虐待防止・養護者支援法
- 成年後見制度(民法)
- 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)
- 苦情解決
- サービス評価と介護情報の公表
- 身体拘束禁止
- 安全配慮義務

※参考にした分類:三瓶徹(四恩園特養部施設長・北広島)

『あなたは介護の歴史をどう感じますか？』

話題の提供①

17

『痴呆』という言葉を使っていた時の意味 (周囲からの刻印・レッテル)

- わけのわからないことをする人
- 気が狂った人
- とんちんかんなことをする人
- どうしようもない人
- 周囲を困らせる人
- 問題な老人
- etc

『認知症』の時代

- 「痴呆」という呼称が「認知症」という呼称に替わったこと自体は、ある意味社会的な前進であったと思いますが、痴呆の呼称が替わったからといって、その言葉(ばかげたことをする人呼ばわりしなくなった)を使わなくなったというだけ、まだまだ社会的には「ばかげたことをする人あつかいしている」人はいると思います。(専門職も含めて)
- 本質は、未だ解決していないのが現状です。

『あなたは虐待をしてしまうと思いますか？』

話題の提供③

介護サービス職員による 高齢者虐待の具体例

21

虐待の種類	介護サービス職員による高齢者虐待の具体例
身体的虐待	叩く・つねる・引っかく・火傷を負わせる・髪を引っ張る・無理に食事を口に押し込む・車椅子などへの移乗介助の際に乱暴に扱うなど
心理的(情緒的・精神的)虐待	無視する・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・子ども扱いをする(言葉づかいを含む)・にらむ・からかう・排泄の失敗の際に人前で恥をかかせる・排泄介助の際「また出たの!」「臭いね!」などと言う・入居者個人のプライバシーを暴露する など
経済的(金銭的・物質的)虐待	ティッシュペーパーなど入居者の私物を勝手に使う・預かった貴重品や衣類等を失くしてしまう・金銭管理が粗雑である・入居者の預貯金で無断で使う(入居者が使用する物品であっても)・入居者の財産を横領する など
性的虐待	入浴時などで、男女の区別を明確にしない・失禁の際に、懲罰的に下半身を裸にして放置する・いたずらに性器を触る・勃起した男性入居者をからかう など ※身体に触れたかどうかは問題ではない
放棄・放任 (ネグレクト)	入居者を不潔なまま放置する・十分な食事を与えない(不適切な栄養管理も含む)・必要な介護を行わない・必要な医療を受けさせない・施設内環境が不潔・乱雑・危険な状態となっている など

虐待が起きる時

虐待が起きる時って、どのような時だと思いますか？

23

実際にあった虐待の事例

- 夜間、オムツ交換の時間となったので、Aさんのオムツを取り替えようと訪室し声をかけたが起きない。Aさんのオムツに手を入れ確認したところ尿で汚れていた為、そのままオムツの交換を始めた。すると突然Aさんが目覚め、大声を出し、スタッフの髪を引っ張ったり、顔を殴るなどの暴力を振るい抵抗した。

なぜ？

- なぜ、突然Aさんは大声を出し、スタッフの髪を引っ張ったり、顔を殴るなどの暴力を振るって抵抗したのでしょうか？

Aさんが抵抗した理由

あなたならどうしますか？

その後の男性スタッフの対応は？

反応(リアクション)の姿

- あまりにも突然の出来事に思わず反応してしまい、Aさんの胸などを殴ってしまった。

応答(レスポンス)の姿

- その状況を事前にアセスメントできていたか？
- 業務をこなす事(オムツ交換)に重点が置かれてはいなかったか？
- Aさんが目覚めた時の反応を当たり前予測できていたか？

「予測を立てて考え、行動する力を養う」

『あなた自身のセルフマネジメント&ケアは？』

話題の提供③

あなたは日常の課題を
どのように解決していますか？

自分の現在地を知る

自分の「べき」を考える

このような場合は？

- 夜、眠れない方がいらっしやいます。昨夜も眠れなかったと報告を受けています。就寝したかなと思いきや、すぐに起きてきます。
- あなたはどう応じますか？

あなたのストレス(サイン)チェック

	項目	ほとんどない	時々ある	よくある
1	イライラする	0点	1点	2点
2	不安だ	0点	1点	2点
3	落ち着かない	0点	1点	2点
4	ゆううつだ	0点	1点	2点
5	よく眠れない	0点	1点	2点
6	体の調子が悪い	0点	1点	2点
7	物事に集中できない	0点	1点	2点
8	することに間違いが多い	0点	1点	2点
9	工作中、強い眠気に教われる	0点	1点	2点
10	やる気が出ない	0点	1点	2点
11	へとへとだ(運動後をのぞく)	0点	1点	2点
12	朝起きた時、ぐったりして疲れを感じる	0点	1点	2点
13	以前と比べて、疲れやすい	0点	1点	2点

あなたのストレスチェック(評価)

0点~4点	ストレスのサインはほとんど出ていない (いいんでないかい状態)
5点~10点	ストレスのサインが少し出ている (ちょっと気をつけたらいいべさ状態)
11点~20点	ストレスのサインが高く出ている (ふつうにヤバい状態)
21点以上	ストレスのサインが非常に高く出まくり (なまらヤバい状態)

職人の4つの返事

ある職人さんのお話

- 職人の返事は4つでいい





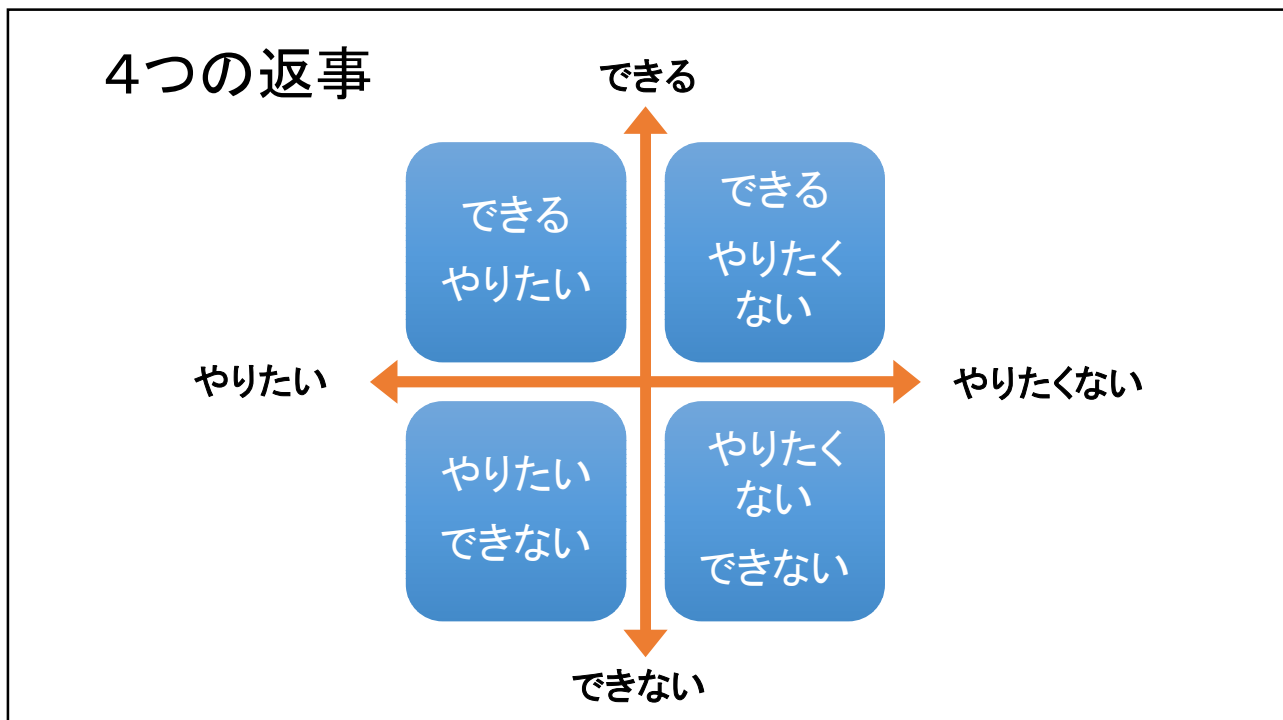
- 『できる』のか
- 『できない』のか
- 『やりたい』のか
- 『やりたくない』のか



- 職人の世界では「できないけど、やりたい」と思う気持ち大切にするという

職人の4つの返事

- X軸→「できる」「できない」
- Y軸→「やりたい」「やりたくない」
- 人は、この組み合わせで動く生き物
- 一番幸福なのは？「やりたい」かつ「できる」
- 人は、やりたいことをするのが本来の姿



4つの返事の整理①

- 「やりたい」+「できる」→大いにやるべき
- 「やりたい」けど「できない」→ぜひチャレンジすべき

4つの返事の整理②

- 「やりたくない」けど「できる」→できればやめたほうがいいが、それをしなくてはならないのなら動機づけを見直して、なるべく「やりたい」+「できる」パターンに近づけてみよう
- 「やりたくない」+「できない」→これは、絶対やらないほうがいい

大切なこと①

- やりたいことだけを行うのは、もったいない
- 「やりたくてもできない」ことに積極的に立ち向かうこと
- ちなみに、実際に、頭と脳をよく使うことができるのがこの組み合わせのとき

大切なこと②

- 「やりたい」という思いからくる工夫とネバリが脳の発達を促す原動力となり、仕事へのやりがいや達成感を抱きやすい

気をつける点

- 人は「できない」ことを「やりたくない」と思う傾向があるということ
- 自分のホンネを、もう一度考えるいい機会と考えるといい
- 「それができたら自分は変わるかもしれない」と思えるなら、やるべき

自分を疑う

- 本当に「やりたくない」ことなのか？
- やれる可能性を考える前に、自分の能力や何かのせいにしてはいないだろうか？

大切なこと③

- 「できない」ことを疑い、「やりたい」ことをずっと探しながら生きることが、人間の基本姿勢
- 諦めた瞬間にこそ、あらゆるものの萎縮が始まる

大切なこと④

セルフケアへの備えは出来ていますか？

- 自分の中で起っていること又は起りそうなこと



- 自分の状態を知ること(自己覚知)



- ストレスチェック(簡易式)

49

大切なこと⑤

- 幾つかの日常の介護上の課題を、一人で抱え込んでいませんか？
- 個人の努力も大事ですが、一人だけで取り組んでいませんか？
- 家庭内又はご近所、相談機関等で気軽に相談したり話せる人はいますか？(家族、親戚、友人、仲間、同僚、上司、研修で知り合った研修生や講師、近隣の介護保険事業所、事業者団体、その他etc)

⇒誰か、どこかに伝える、相談する習慣や仕組みを持つ

⇒決して一人で抱え込まないこと

50

チームマネジメントのすすめ 4つの自問

- ・チームで共有していますか？
- ・チームで合意形成していますか？
- ・チームで同じ方向を向いていますか？
- ・又は、そうなるようそれぞれが努めていますか？

トライアングルケアのすすめ

自分と他者の立ち位置・役目を考える

お互いに向き合うのではなく同じ方向をみる

まとめ

53

「目を開けて
もっと私を見て！」

イギリス ヨークシャー

アシュルディー病院の

老人病棟の奇跡

こうした研修の本質的な目的

- ・権利擁護の根底には、人への人権尊重に対する意識が不可欠である。
- ・身体拘束にあたるか否か検討することではなく、また虐待にあたるか否かでもなく、ましてや「虐待が無ければやってよい」のではない。
- ・「常に良い関係とは何か？を考える事によって、結果的に虐待が防止される」と言う考え方(哲学)があり、そこから良いスパイラルに向かう事を目的にしています。

55

だれもが例外なく
思うところの自分の力で
自分の思うことにしたがって
自分で選択する権利を
思い描ける社会を目指して

私の目指す社会

自分を守るための3つのこと

1. ひとりで抱え込まないチームや仲間との関係を築くこと
2. うまくいくケアや介護ばかりに気を取られて、人の気持ちをどこかに置き去りにしないこと
3. 人と人との信頼関係を築くことを最優先に考えること

😊有難うございました😊

♥自分を大切に♥